ロ　特例畜舎等以外の畜舎等　次に定める図書及び書類（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。ただし、別表第二の(い)の項に掲げる配置図又は平面図は、別表第三の(は)の項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(は)の項の(ろ)欄に掲げる日影図と、別表第二の(ろ)の項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、別表第三の(は)の項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

(1)　別表第二の各項に掲げる図書

(2)　別表第三の各項の(い)欄及び別表第六の上欄に掲げる畜舎等である場合にあっては、それぞれ別表第三の各項の(ろ)欄に掲げる図書及び別表第六の下欄に掲げる計算書

(3)　次の(i)及び(ii)に掲げる畜舎等である場合にあっては、それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書

(i)　別表第四の上欄に掲げる畜舎等　同表の中欄に掲げる構造計算書

(ii)　第六条第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた畜舎等　別表第四の中欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして主務大臣が定めるもの

(4)　別表第五の各項の(い)欄に掲げる畜舎等である場合にあっては、当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

(5)　畜舎等に設ける建築設備が次の(i)及び(ii)に掲げる建築設備である場合にあっては、それぞれ当該(i)及び(ii)に定める図書及び書類

(i)　別表第七の各項の(い)欄に掲げる建築設備　当該各項の(ろ)欄に掲げる図書

(ii)　別表第八の各項の(い)欄に掲げる建築設備　当該各項の(ろ)欄に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

四　代理者によって申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類（第七十五条第一項第二号において「委任状」という。）又はその写し

五　申請に係る畜舎等が一級建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士をいう。）、二級建築士（同条第三項に規定する二級建築士をいう。）又は木造建築士（同条第四項に規定する木造建築士をいう。）により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合にあっては、同法第二十条第二項に規定する証明書（構造計算書を除く。）の写し

2　前項に規定する都道府県知事が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、別表第一から別表第八までに掲げる図書のうち都道府県知事が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

3　別表第一から別表第三まで及び別表第七の各項に掲げる図書に明示すべき事項をこれらの表に掲げる図書のうち他の図書に明示してその図書を第一項の申請書に添える場合においては、同項の規定にかかわらず、当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を第一項の申請書に添えることを要しない。

4　都道府県知事は、申請に係る畜舎等（特例畜舎等を除く。）が第三十四条、第三十五条、第四十八条第三項、第四十九条、第五十二条第一項、第五十三条、第五十八条第一項又は第六十条第一項若しくは第四項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについて審査をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

（特例畜舎等の面積）

**第六十五条**　法第三条第二項の主務省令で定める規模は、床面積三千平方メートルとする。

（畜舎建築利用計画の記載事項）

**第六十六条**　法第三条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者が申請に係る畜舎等の貸付けを行う場合にあっては、その借主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請に係る畜舎等の数

三　申請に係る畜舎等の工事監理者及び工事施工者

四　申請に係る畜舎等（特例畜舎等に限る。）が第四十八条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による認定を受けた旨

五　家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理に関する法令の遵守に関する事項

六　畜舎等の建築等に関する法令の遵守に関する事項

（畜舎建築利用計画の認定に係る審査の事務）

**第六十七条**　都道府県知事は、建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると認める者に、法第三条第一項の認定又は法第四条第一項の変更の認定に係る審査の事務（法第三条第三項第四号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）の全部又は一部を行わせることができる。

（畜舎等の高さ）

**第六十八条**　法第三条第三項第二号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める高さは、十六メートルとする。

（畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律等の規定）

**第六十九条**　法第三条第三項第四号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で畜舎等の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条及び第十七条

二　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条から第五条まで（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）

三　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項

四　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十四条

五　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百六十二条

六　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条

七　水道法第十六条

八　下水道法第十条第一項及び第三項、第二十五条の二並びに第三十条第一項

九　宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項及び第十二条第一項

十　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第五条第一項

十一　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の二

十二　都市計画法第五十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項

十三　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十九条第一項

十四　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第五条第四項

十五　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第一項

十六　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十条

（畜舎建築利用計画の認定基準）

**第七十条**　法第三条第三項第六号（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者が申請に係る畜舎等の貸付けを行う場合にあっては、その借主（法人にあっては、その役員）が法第三条第四項第二号に規定する者に該当しないこと。

二　申請に係る畜舎等（特例畜舎等に限る。）が第四十八条第二項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による認定を受けていること。